

別表 1 所得税額等の計算

(単位:円)

区 分		原告 A	原告 B
総 所 得 金 額	①	729,847	△ 3,956,271
分 離 長 期 譲 渡 所 得 の 金 額 (③ - ④ - ⑤ - ⑥)	②	786,229,570	786,229,564
② の 内 訳	収 入 金 額	2,479,000,000	2,479,000,000
	取 得 費	399,935,175	399,935,175
	譲 渡 費 用	417,500	417,500
	取 得 費 加 算 額	1,292,417,755	1,292,417,761
所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額 の 合 計	⑦	2,370,217	537,259
課 税 総 所 得 金 額 (① - ⑦ (損 失 の 場 合 は 零))	⑧	0	0
課 税 分 離 長 期 譲 渡 所 得 の 金 額 (② - ⑦ (⑧ で の 控 除 後 の 残 額))	⑨	784,589,000	785,692,000
算 出 税 額	⑧ に 対 す る 税 額	⑩	0
	⑨ に 対 す る 税 額	⑪	117,688,350
	小 (⑩ + ⑪) 計	⑫	117,688,350
復 興 特 別 所 得 税 額 (⑫ × 2.1 %)	⑬	2,471,455	2,474,929
源 泉 徴 収 税 額	⑭	80,800	148,250
納 付 す べ き 税 額 (⑫ + ⑬ - ⑭)	⑮	120,079,000	120,180,400
過 少 申 告 加 算 税 の 額	⑯	2,123,000	2,123,000

- (注) 1 原告Bの①欄の△印は、損失の金額を表す。以下同じ。
2 ③ないし⑥欄の各金額の内訳は、別表2-1及び2の各⑦ないし⑩欄のとおりである。
3 ⑨欄の金額は、1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
4 ⑮欄の金額は、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。